

# 自治会・町内会 法人化の手引き

令和6年4月

新潟市

○この手引きに記載されている申請、届出の様式は、新潟市の公式ホームページ中「自治会・町内会の法人化（認可地縁団体）について」からダウンロードできます。

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/community/jichichonaikai/hojinka.html>

○表現等については、よりわかりやすい表現とするため随時見直しを行う可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

○手続きなどで、ご不明の点がありましたら、お住まいの区の区役所地域課または地域総務課までお問い合わせください。

..... お問い合わせ先 .....

区名	担当	電話番号
北区役所	地域総務課 地域・防災グループ	025-387-1165
東区役所	地域課 企画・地域振興グループ	025-250-2120
中央区役所	地域課 地域振興グループ	025-223-7025
江南区役所	地域総務課 地域・防災グループ	025-382-4624
秋葉区役所	地域総務課 地域振興・文化スポーツグループ	0250-25-5670
南区役所	地域総務課 地域・安心安全グループ	025-372-6605
西区役所	地域課 企画・地域振興担当	025-264-7172
西蒲区役所	地域総務課 企画・地域振興グループ	0256-72-8156

第1章 認可地縁団体について	
1 地縁による団体の認可制度について	
(1) 地縁による団体とは	1
(2) 地方自治法第260条の2について	1
(3) 認可地縁団体とは	1
2 法の概要	
(1) 地縁による団体が法人格を得るための要件	2
(2) 法人格取得の効果	3
第2章 認可申請の手続きについて	
(1) 手続きの流れ	4
(2) 手続きに必要な書類	5
第3章 認可後の地縁による団体の管理運営について	
1 認可後の地縁による団体	
(1) 区長の認可・告示	6
(2) 認可地縁団体の告示事項に係る証明書	6
(3) 運営における規定	7
(4) 認可の取消し	7
(5) 課税関係	8
2 各種変更等の手続き	
(1) 規約を変更する場合	9
(2) 告示事項を変更する場合	9
3 印鑑登録	
(1) 登録の資格	11
(2) 印鑑の制限	11
(3) 手続き	12
4 解散及び清算	14
(1) 解散	15
(2) 清算	15
第4章 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について	
(1) 申請の要件	16
(2) 手続きの流れ	17
(3) 手続きに必要な書類	18
(4) 公告	20

第5章	よくあるQ & A	22
第6章	各種資料	27
1	認可申請書（様式記載例）	28
2	規約例及び解説（参考例）	29
3	自治会総会議事録（参考例）	38
4	自治会構成員名簿（参考例）	39
5	申請者が代表者であることを証する書類（参考例）	40
6	裁判所による代表者の職務執行停止等の有無を記載した書類（参考例）	41
7	地縁による団体の認可に係る告示（参考）	42
8	証明書交付請求書（様式記載例）	43
9	財産目録（参考例）	44
10	規約変更認可申請書（様式記載例）	45
11	告示事項変更届出書（様式記載例）	46
12	認可地縁団体印鑑登録申請書（様式記載例）	47
13	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式記載例）	48
14	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式記載例）	49
15	認可地縁団体解散届出書（様式記載例）	50
16	認可地縁団体清算終了届出書（様式記載例）	51
17	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式記載例）	52
18	申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式記載例）	54
19	委任状（参考例）	55
第7章	関係機関窓口等一覧	56

【凡例】この手引きでは、次の略称を使用しています。

法……地方自治法

規則…地方自治法施行規則

# 第1章 認可地縁団体について

## 1 地縁による団体の認可制度について

### (1) 地縁による団体とは

「地縁による団体」とは、地方自治法（以下「法」という。）第260条の2において「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。したがって、自治会・町内会（以下、「自治会等」という。）のように区域に住所を有する人が誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」になります。

これに対し

- ①青年団や婦人会のように、構成員となるためには区域に住所を有することの他に性別や年齢などの条件が必要な団体
- ②スポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が特定の分野に限定されている団体は、「地縁による団体」には該当しません。

### (2) 法第260条の2について(平成3年4月1日改正)

従来、自治会等は「権利能力なき社団」と位置づけられ、団体名義では不動産登記等ができませんでした。このため、不動産等の資産を保有する自治会等は、会長名義などの個人名義で登記を行うか、未登記のまま放置するほかありませんでした。

さらに、個人名義での登記の場合は、名義人が転居や死亡などにより自治会等の構成員でなくなると、名義の変更や相続などの問題が生じていました。

こうした問題に対処するため、自治会等に法人格を付与できるよう平成3年に法が改正され、自治会等は一定の手続の下に法人格を取得できるようになりました。

### (3) 認可地縁団体とは

「地縁による団体」が一定の要件を満たす場合に、市町村長（新潟市は区長）の認可を受けて法人格を取得した団体が、認可地縁団体です。

法人格を取得するには、団体の代表者からの申請に基づいた、区長の認可が必要です。  
※その他の手続（法務局への法人登記等）は一切必要ありません。区長が認可を行った場合はその旨が告示され、第三者に対しても対抗できることとなります。

これまで認可を受ける「地縁による団体」が現に不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提とされていましたが、令和3年11月26日の法改正により、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的として認可を受けることが可能になりました。

## 2 法の概要

### (1) 地縁による団体が法人格を得るための要件

認可の要件は、法第260条の2第2項で規定された次の4つとなります。

- ① 「地縁による団体」の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。(第1号)

#### <基本的な考え方>

許可を申請する「地縁による団体」が、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、それを規約に明記することが必要です。目的の内容として“住民相互の連絡”“環境の整備”“集会所の維持管理”などの具体的な活動内容も明らかにする必要があります。

なお、“現に活動を行っていることと認められる”ためには、前年度の活動報告書などを認可申請の際に添付する必要があります。

- ② 「地縁による団体」の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。さらに、この区域は、「地縁による団体」が相当の長期にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。(第2号)

#### <基本的な考え方>

「地縁による団体」の区域は、その団体が安定的に存在している現況による必要があります。これは、現に存在する「地縁による団体」に対して、その団体が地域的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得することが認可の目的であり、認可を受けるために新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある団体に対して認可を行ったりすることは適当ではないとの考え方によるものです。

また、区域は、町又は字及び地番又は住居表示で定めることが原則ですが、客観的に明らかな区域と認識できる場合は、道路や川等で区域を画することも可能です。

なお、“相当長期”とは、原則1年以上としています。

- ③ 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数が現に構成員となっていること。(第3号)

#### <基本的な考え方>

区域に住所を有するすべての個人が構成員となれる旨を、規約に定める必要があります。すべての個人とは年齢・性別を問わず区域に住所を有する個人全てであり、これに反するような加入資格を規約に定めることは認められません。

なお、“相当数”とは、一般的に過半数とされています。

④ 規約を定めていること。規約には、次に掲げる事項が定められていなければ  
ならない。(第4号)

(ア) 目的 (イ) 名称 (ウ) 区域 (エ) 事務所の所在地

(オ) 構成員の資格に関する事項 (カ) 代表者に関する事項

(キ) 会議に関する事項 (ク) 資産に関する事項

<基本的な考え方>

規約を定めていない団体は、規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にする必要があります。また、既に規約を定めている自治会等であっても、法第260条の2各項に従った内容に改正しなければなりません。

## (2) 法人格取得の効果

法人格取得の効果については、それぞれの団体の事情によって異なりますが、一般的に次のようなことが考えられます。

### 法人格取得後のメリット等

○自治会等の名義で不動産の登記ができるようになります。

任意団体の場合、代表者個人の名義で登記するため、団体と個人の資産の区分が困難であり、代表者が代わった場合など、団体の運営に支障をきたすことがあります。

○契約を法人名で締結できます。

法人が契約主体となることにより事業活動の充実を図り、活動基盤の確立や対外的な信用の獲得ができます。

### 法人格取得後のデメリット等

○法に沿った運営をしなければなりません。

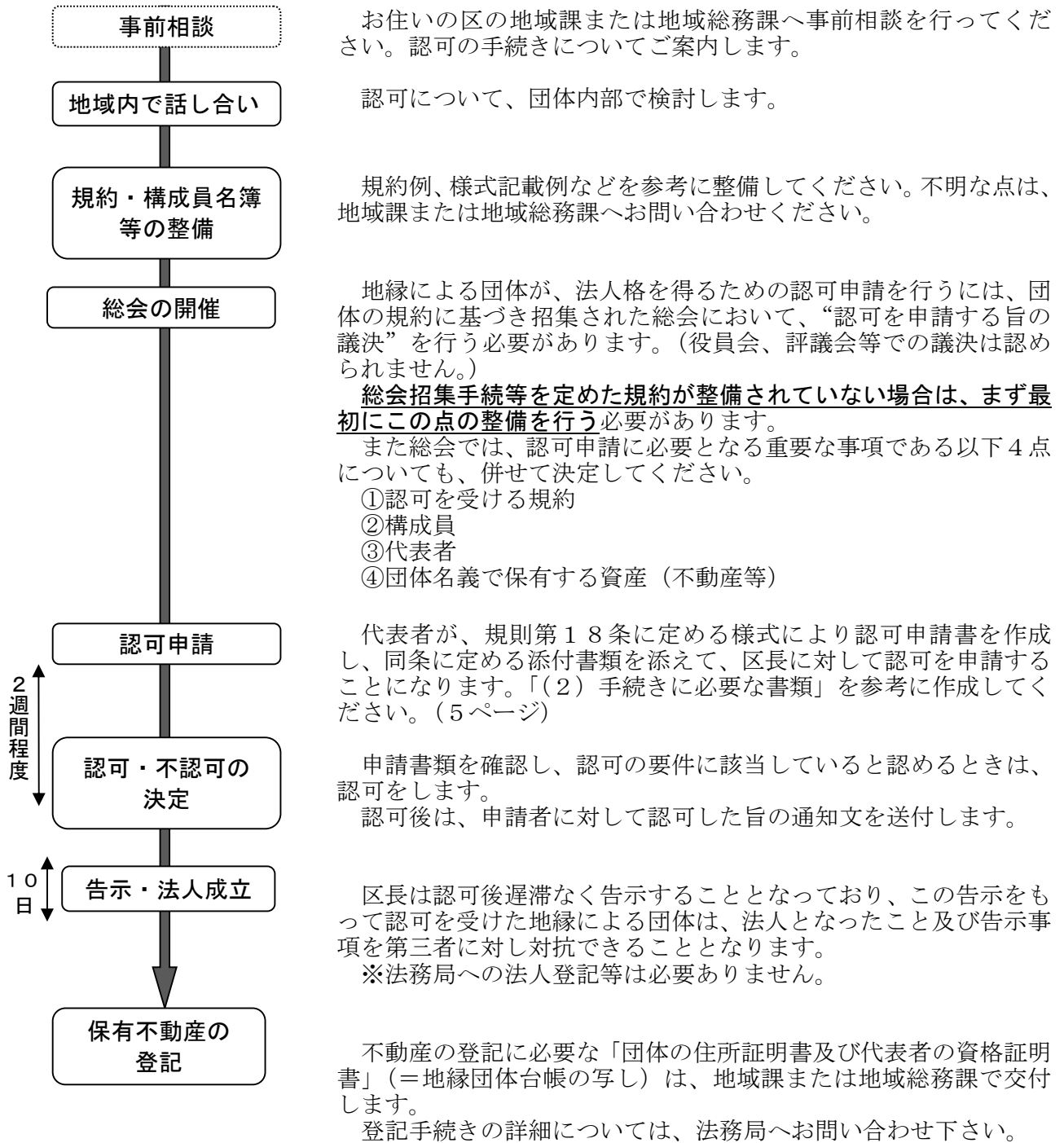
規約や告示事項に変更がある場合は区長への届け出が必要、年1回以上総会を必ず開催する必要があるなど、さまざまな義務が生じます。詳細は「第3章(3)運営における規定」を参照してください。(7ページ)

## 第2章 認可申請の手続きについて

認可地縁団体になるには、団体で設立の意思を決定した後、法令に規定されている申請書類を区長に提出して、認可を受けなければなりません。(規則第18条)

法人化について、その他の手続き(法務局への法人登記等)は一切必要ありません。

### (1) 手続きの流れ





## (2) 手続きに必要な書類

	提出書類	注意事項等	参照	備考
1	認可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる事務所は住居表示、地番、家屋番号いずれの表示でも差し支えありません。</li> <li>申請書を提出する年月日が申請年月日となります。</li> </ul>	P 2 8	様式 記載例
2	規約	<ul style="list-style-type: none"> <li>規約例及び解説などを参考に整備してください。</li> </ul>	P 2 9	参考例
3	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可を申請する旨を決定した議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印が必要です。</li> <li>その他総会に諮られた事項について議決されたことが明記されている必要があります。</li> <li>総会議事録例などを参考に作成してください。</li> </ul>	P 3 8	参考例
4	構成員の名簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員全員の氏名及び住所が必要です。</li> <li>構成員であれば子どもの名前もすべて記載する必要があります。</li> <li>構成員名簿例などを参考に作成してください。</li> </ul> <p>※ 構成員は、自然人たる住民個人であり、企業や法人などは、構成員として数えることはできません。</p>	P 3 9	参考例
5	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>総会に提出した前年度の事業報告書や収支決算書等の、団体の具体的な活動内容が分かる必要があります。</li> <li>原則1年程度の活動が必要です。</li> </ul>	—	—
6	申請者が代表者であることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの）と、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写し（申請者本人の署名又は押印のあるもの）が必要です。</li> </ul>	P 4 0	参考例
7	その他資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域図（住宅地図等に囲むなどして明示してください。）</li> </ul>	—	—
		<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）を記載した書類</li> <li>代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）を記載した書類</li> </ul>	P 4 1	参考例

### 1 認可後の地縁による団体

#### (1) 区長の認可・告示

区長における審査の結果、認可の要件に該当していると認められるときは、認可が行われます。(法第260条の2第5項)

区長は、認可したときは遅滞なく告示することとなっており(法第260条の2第10項)、この告示をもって認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、認可地縁団体となったこと及び告示事項を第三者に対し対抗できることとなります。(法第260条の2第13項)

このとき、法務局への法人登記等は必要ありません。

また、認可後は、申請者に対して認可した旨の通知文を送付します。

#### 【告示事項(規則第19条)】

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- (7) 代理人の有無(代理人がある場合には、その氏名及び住所)
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

※告示は新潟市ホームページでご覧いただけます。

#### (2) 認可地縁団体の告示事項に係る証明書

認可地縁団体は、団体名義で資産の登記・登録ができますが、法務局で手続きを行う際に、不動産を個人名義から団体名義に所有権移転登記を行うため、登記申請書に添付する書類として「団体の住所証明書及び代表者の資格証明書」が必要となります。

これらの証明書は、認可を行った市が作成する「地縁団体台帳」の写しによる証明書とすることとされており、この台帳の写しの証明書は、区長に請求して交付を受けることになっています。

請求は誰でも可能で、手数料はかかりません。請求するときは、地域課または地域総務課へ「証明書交付請求書」を提出してください。(43ページ参照)

※告示事項に変更がない限り、証明書は有効です。

※不動産登記手続きには他にも書類が必要です。手続きの詳細は、法務局へお問い合わせください。

### (3) 運営における規定

認可地縁団体の運営についても、さまざまな規定が設けられています。

なお、区長による認可を受けた後も、住民の自発的な意思に基づく任意団体としての団体自身の性格等は全く変わりありません。したがって、区長は認可地縁団体に対して、指導・監督権限はありません。

以下に主な内容を掲載します。

- ① 各種届出・申請を行うこと  
「第3章 2 各種変更等の手続き」を参照ください。(9ページ～)
- ② 少なくとも毎年1回、総会を開催すること(法第260条の13)
- ③ 財産目録の作成と備え置くこと(法第260条の4第1項)  
認可地縁団体は、認可を受けるとき及び毎年1月～3月までの間に財産目録を作成し、常に事務所に備え置く必要があります。  
ただし、特に事業年度を設けるものについては、認可を受けるとき及び毎事業年度の終了のときに財産目録を作成します。
- ④ 構成員名簿の備え置くこと(法第260条の4第2項)  
構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに、必要な変更を加える必要があります。
- ⑤ その区域に住所を有する個人の加入拒否の原則的禁止(法第260条の2第7項)  
認可地縁団体は、その区域の住民であれば誰でも加入できることが基本的な性格の一つのため、原則として加入を希望する者の加入を拒むことは認められません。  
なお、その者の加入によって、当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、加入を拒否することについて、社会通念上も、また法第260条の2第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合は、「正当な理由」があるとして、加入を拒むことができます。ただし、実際の運用上は極めて例外的な場合に限られます。
- ⑥ 民主的運営・自主的活動の原則(法第260条の2第8項)
- ⑦ 構成員に対する不当な差別的取扱いの禁止(法第260条の2第8項)
- ⑧ 特定の政党のための利用の禁止(法第260条の2第9項)

### (4) 認可の取消し

認可地縁団体が、法第260条の2第2項各号に掲げられた4つの認可要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、区長はその認可を取り消すことがあります。(法第260条の2第14項)

(5) 課税関係

認可の前後で、課税上の取扱いに差異が生じないように配慮されています。ここでは、その一部について説明しますが、詳しくはお近くの税務署、市役所市民税課・資産税課、県地域振興局県税部など関係機関にご相談ください。

税目		自治会・町内会	認可地縁団体	所管
国 税	法人税	収益事業にのみ課税	同左	税務署
	税率	普通法人と同じ	同左	
	寄付金損金不算入	普通法人と同じ	同左	
	消費税	人格なき社団として普通法人と同様に課税	同左	
	登録免許税	・登記名義人が変わるときに必要 固定資産税評価額 × 20 / 1,000 ・新築・新規購入時 固定資産税評価額 × 4 / 1,000	・個人から団体への名義変更時 同左 ・新築・新規購入時 同左	
県 税	法人県民税法人税割	収益事業にのみ課税	同左	地域振興局 県税部
	法人県民税均等割	原則課税 (収益事業がない場合 減免が可能)	同左	
	法人事業税	収益事業にのみ課税	同左	
	不動産取得税	申請に基づき減免できる	同左	
市 税	法人市民税法人税割	収益事業にのみ課税	同左	市民税課
	法人市民税均等割	原則課税 (収益事業がない場合 減免が可能)	同左	
	事業所税	収益事業以外は非課税	同左	
	固定資産税及び都市計画税	公益のために無償で供される場合、申請に基づき減免できる	同左	資産税課

※ 認可地縁団体は、税法上”みなし公益法人”とされます。

## 2 各種変更等の手続き

認可地縁団体は、規約を変更する場合、告示事項に変更があったときには、区長に申請や届出を行う必要があります。(法第260条の3、法第260条の2第11項)

### (1) 規約を変更する場合

規約を変更する場合は、規約変更認可申請書に、規約の変更内容及び理由を記載した書類と規約変更を総会で決議したことを証する書類（総会の議事録等）を添えて、区長に提出し、認可を受けなければなりません。

	提出書類	注意事項等	参照	備考
1	規約変更認可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書を提出する年月日が申請年月日となります。</li> </ul>	P 4 5	様式 記載例
2	規約変更の内容及び理由を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意の様式で差支えありません。</li> </ul>	—	—
3	規約変更を総会で決議したことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印が必要です。</li> </ul>	—	—

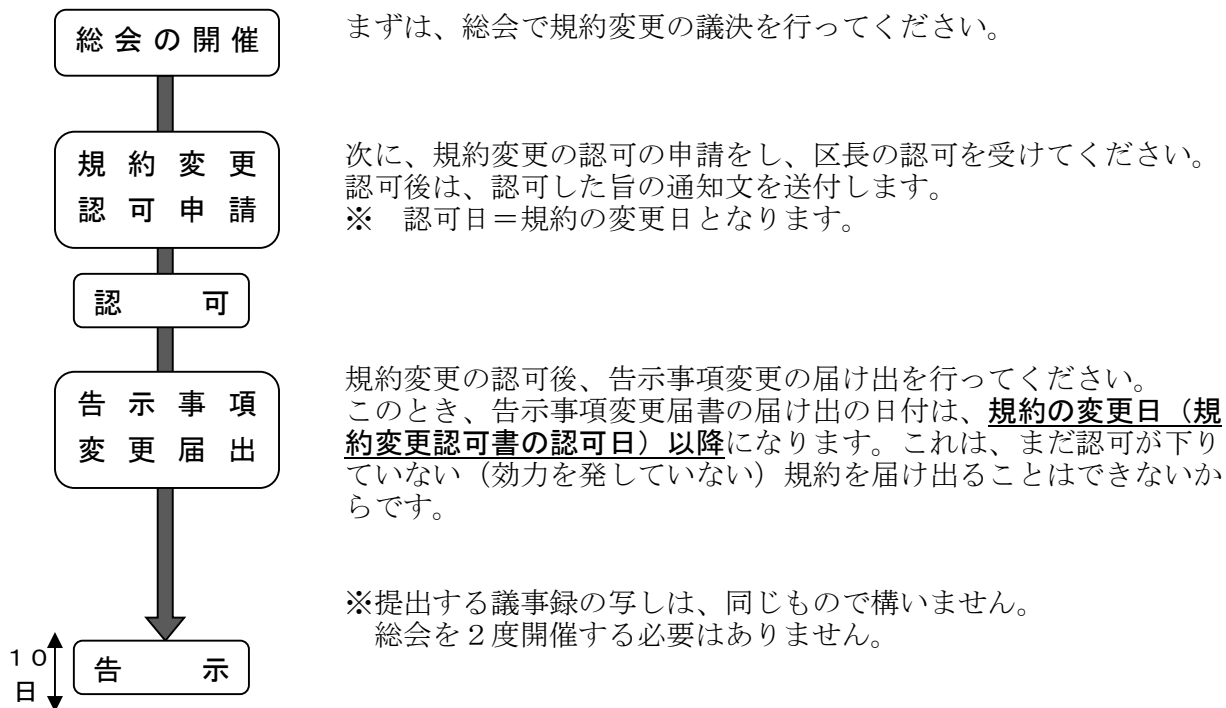
### (2) 告示事項を変更する場合

名称、区域、事務所の所在、代表者の氏名及び住所等の告示事項に変更があった場合は、代表者が告示事項変更届書に変更があった旨を証する書類（総会の議事録等）を添えて、区長に届け出なければなりません。届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われない限り、その変更について第三者に対抗できません。

	提出書類	注意事項等	参照	備考
1	告示事項変更届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書を提出する年月日が申請年月日となります。</li> </ul>	P 4 6	様式 記載例
2	届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印が必要です。</li> </ul>	—	—

## ○規約の変更と、告示事項の変更が重なる場合の手続き

(例) 規約に規定されている事務所の所在地を“代表者の自宅”から“集会所の住所”へ移す場合など



### 3 印鑑登録

認可を受けた地縁による団体は、団体の印鑑を登録し、印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

印鑑登録証明書は、不動産登記（保有する不動産等の処分）や抵当権設定時などに必要となる場合があります。

なお、不動産を個人名義から団体名義に所有権移転登記を行う際には、団体の印鑑登録証明書は不要です。

※認可を受けたからといって、必ずしも印鑑登録を行う必要はありません。

#### (1) 登録の資格

団体に係る印鑑の登録を受けることができる資格をもつのは、認可地縁団体の代表者です。また、以下に掲げる人が選任されている団体においては、その人を、資格をもつ人とします。

- 裁判所により選任された職務代行者
- 法第260条の9に規定する仮代表者
- 法第260条の10に規定する特別代理人
- 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

#### (2) 印鑑の制限

登録を受けることができる印鑑は、1団体1個とします。また、次に掲げる印鑑は、登録を受けることができません。

- 地縁団体台帳に記載された団体の名称又は当該団体において登録資格を有する者の氏名、氏もしくは名もしくは氏及び名の各一部を組み合わせたもので表していないもの
- 団体において登録資格を有する者の当該登録資格以外の資格、職業その他当該登録資格を有する者の氏名以外の事項を表しているもの
- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの
- その他市長が登録を受ける印鑑として適当でないと認めるもの

### (3) 手続き

お住いの区の地域課または地域総務課へ、以下の書類を提出してください。手数料はかかりません。

申請手続きは、登録を受けようとする者（以下、「登録申請者」という。）が自ら申請しなければなりません。ただし、団体認可の告示事項中に、代理人が定められている場合に限り、代理人による申請ができます。その際は、以下の提出書類に加え、委任した旨を証する書類（委任状）の提出が必要です。

#### ○印鑑登録の申請

	提出書類	注意事項等	参照	備考
1	認可地縁団体印鑑登録申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>四角欄に登録しようとする印鑑を押印してください。</li><li>申請者氏名の横に、本市において登録している個人の印鑑を押印してください。</li></ul>	P 4 7	様式 記載例
2	登録申請者の個人印鑑の印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>区民生活課及び各出張所・連絡所・行政サービスコーナーで発行しています。</li></ul>	—	—

#### ○印鑑登録証明書の交付申請

	提出書類	注意事項等	参照	備考
1	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>登録している印鑑を押印してください。</li></ul>	P 4 8	様式 記載例

#### ○印鑑登録の廃止申請

登録を受けている印鑑を亡失・破損・盗難したときや、印鑑を新しいものに変更する場合などに、印鑑の廃止手続きが必要になります。

	提出書類	注意事項等	参照	備考
1	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>廃止しようとする印鑑を押印してください。</li><li>廃止しようとする印鑑を亡失された場合には、本市において登録している個人の印鑑を押印してください。</li></ul>	P 4 9	様式 記載例
2	登録申請者の個人印鑑の印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>廃止しようとする印鑑を亡失された場合に必要です。（亡失以外の理由の場合は不要）</li></ul>	—	—



### ○登録事項の修正

区長は、法第260条の2第11項の規定による届出（＝告示事項変更による届出）により認可地縁団体登録原票に登録されている事項に変更があったことを知ったときは、印鑑登録原票を修正します。

そのため、届け出の必要はありません。

### ※印鑑登録の抹消

次の①から⑤に該当したときには、区長が印鑑登録の抹消を行います。

なお、④及び⑤に該当したときは、印鑑登録者へ抹消した旨を通知します。

- ① 印鑑登録の廃止申請があった場合
- ② 印鑑登録者の資格内容に変更が生じた場合
- ③ 認可地縁団体が解散した場合
- ④ 認可地縁団体の名称又は印鑑登録者の氏名の変更により、認可地縁団体印鑑として適当でないと認められた場合
- ⑤ その他市長が認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき

今後、団体の印鑑証明が必要となった場合は、新規の登録を行う必要があります。

## 4 解散及び清算

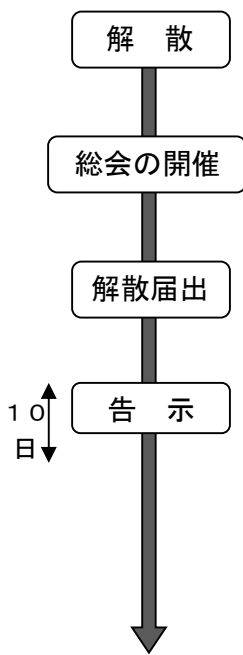
認可地縁団体は、次のような事由に該当するとき解散します。(法第260条の20)

解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算が終了するまで存続します。(法第260条の23)

なお、認可地縁団体は、法人として破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に所要の手続きをすすめることになり(法第260条の32)、破産宣告の請求を怠った時などに非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなりますのでご注意ください。

	解散の事由	要件等	解散時期
1	規約で定めた解散事由の発生(第1号)	法の規定以外に、解散の事由を規約に定めている場合、その事由が発生したときに解散します。	事由発生 のとき
2	破産手続開始の決定(第2号)	認可地縁団体が債務を完済することができなくなったとき、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立て又は職権により破産手続の開始の決定をすることになります。(法第260条の22)	要件に該 当したと き
3	認可の取消し(第3号)	法第260条の2第2項各号に掲げられた認可要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、区長はその認可を取り消すことがあります。(法第260条の2第14項)	
4	総会の決議(第4号)	総会において、総構成員の4分の3以上(規約に別段の定めがある場合はその定めによる)の承諾をもって解散の決議をし、解散することができます。	
5	構成員が欠けたこと(第5号)	「相当数の者」が構成員となっていると認められなくなった場合に解散します。	

(1) 解散



認可地縁団体が解散した時は、破産の場合を除き、代表者が清算人となります。ただし、規約に定めがあるとき、又は総会で代表者以外を選任した時は、この限りではありません。(法第260条の24)

総会において、“解散を届出する旨の議決”を行う必要があります。解散を決議する総会では、解散の決議、清算人の選定、残余財産の帰属先の扱いを決議します。

代表者は、解散届出書を作成し、区長に対して届け出ることになります。以下表の提出書類をご用意ください。

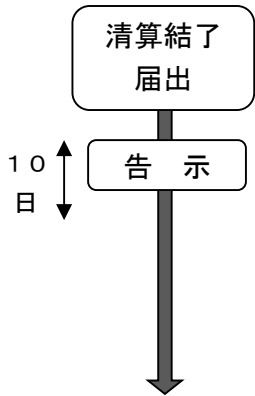
届け出があった場合、区長は遅滞なく告示し、告示後は地縁団体台帳の修正を行います。

◆告示事項（解散した場合（破産による場合を除く。））(規則第19条)

- (1) 名称
- (2) 区域
- (3) 主たる事務所
- (4) 清算人の氏名及び住所
- (5) 解散事由
- (6) 解散年月日

	提出書類	注意事項等	参照	備考
1	解散届出書	・ 申請書を提出する年月日が申請年月日となります。	P 5 0	様式 記載例
2	解散を総会で決議したことを証する書類	・ 議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印が必要です。	—	—

(2) 清算



清算終了が完了したときは、清算人は、清算終了届出書を作成し、区長に届け出ることになります。(法第260条の33) 以下表の提出書類をご用意ください。

届け出があった場合、区長は遅滞なく告示し、告示後は地縁団体台帳を閉鎖します。

◆告示事項（清算終了の場合）(規則第19条)

- (1) 名称
- (2) 区域
- (3) 主たる事務所
- (4) 清算人の氏名及び住所
- (5) 清算終了年月日

	提出書類	注意事項等	参照	備考
1	清算終了届出書	・ 申請書を提出する年月日が申請年月日となります。	P 5 1	様式 記載例
2	清算が終了したことを証する書類	・ 残余財産の処分が完了し、財産を継承する団体の受領書などを添付した、清算書など	—	—

## 第4章 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

認可を受けた地縁による団体は、その団体名義での不動産登記が可能となりますが、所有する不動産の登記名義人の所在が知れない場合や既に亡くなった人の名義になっている場合などは、相続の確定に多大な労力や費用を要し、所有権移転登記の手続きが困難でした。

この問題を解決するため、平成27年4月1日に法が改正され、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、一定の手続きを経て証明書を発行することで、認可地縁団体へ所有権移転登記をできるようにする特例制度が設けられました。

### (1) 申請の要件

申請の要件は、法第260条の46第1項各号に規定された次の4つとなります。

#### ① 不動産を所有していること(第1号)

<基本的な考え方>

- ・当該特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものです。
- ・不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

#### ② 不動産を10年以上所有の意思を持って平穏かつ公然と占有していること(第2号)

<基本的な考え方>

- ・地縁による団体は、区長の認可を受けて認可地縁団体となりますが、認可により団体の同一性が失われるものではありません。そのため、認可を受ける前の地縁による団体であった期間を含めて、この要件を満たしているかを検討することも可能と考えられます。

#### ③ 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること(第3号)

<基本的な考え方>

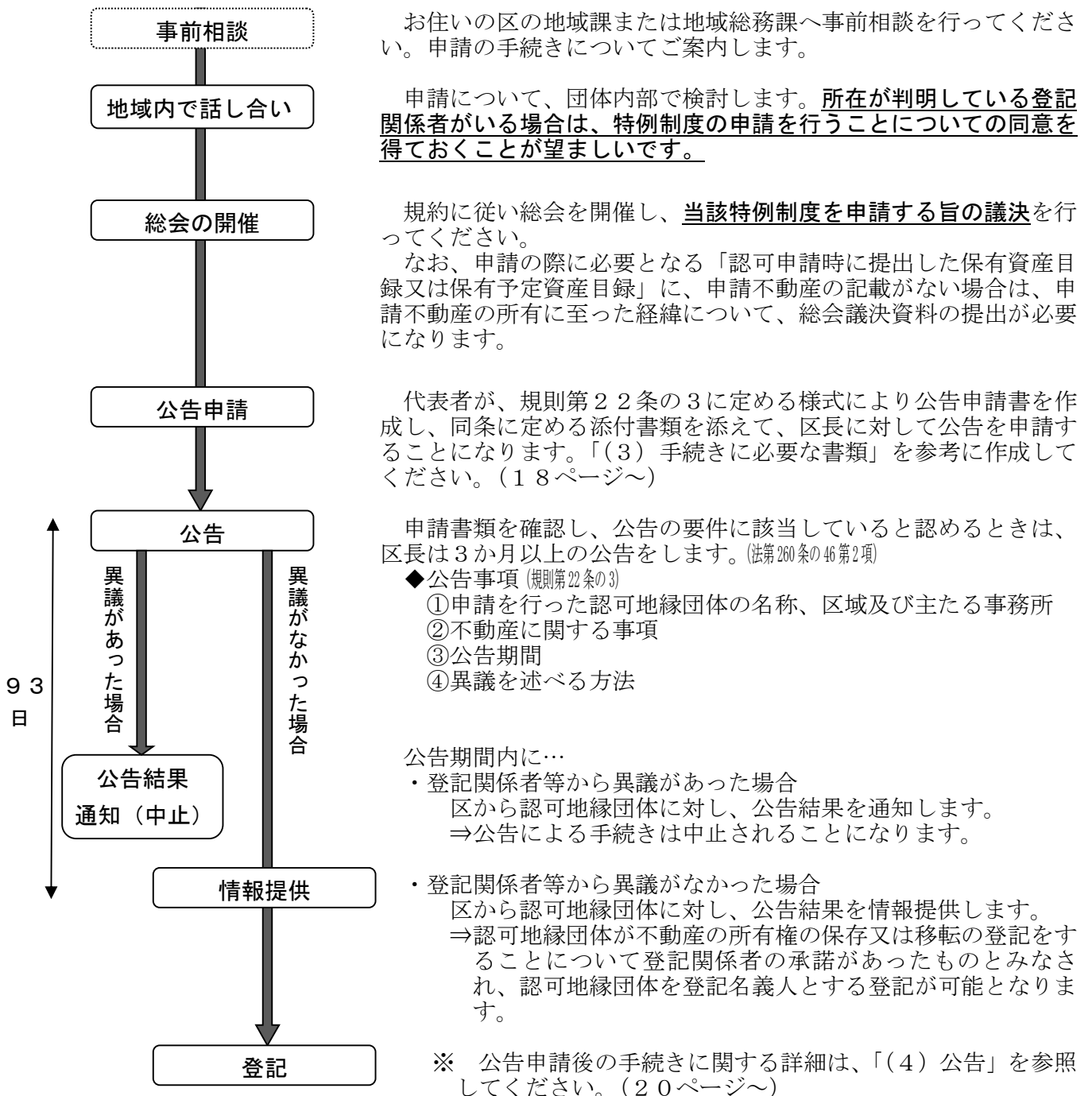
- ・認可地縁団体の構成員ではない第三者が登記名義人となっている不動産や、認可地縁団体の構成員が個人的に所有している不動産については対象となりません。

④ 不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと (第4号)

<基本的な考え方>

- ・「全部又は一部の所在が知れないこと」とは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなると解されており、登記関係者のうち少なくとも一人について所在が知れない場合には、この要件を満たすこととなります。

(2) 手続きの流れ



(3) 手続きに必要な書類

	提出書類	注意事項等	参照	備考
1	公告申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の名称及び主たる事務所は、代表者の氏名及び住所は、地縁団体台帳と同じ内容となります。</li> <li>申請不動産に関する事項は、登記事項証明書と同じ内容を記載することが適当です。</li> <li>申請書を提出する年月日が申請年月日となります。</li> </ul>	P 5 2	様式 記載例
2	所有権の保存又は移転登記をしようとする不動産の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務局で、申請不動産に係る全部事項証明書を取得してください。</li> </ul>	—	—
3	申請不動産について総会で議決したことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の地方自治法改正前の規定により認可を受けた団体については、同改正前に地方自治法施行規則に定められていた保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、この書類にかえて当該目録を用いることができます。</li> <li>・</li> </ul>	P 3 8 P 3 9	様式 記載例
4	申請者が代表者であることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域課または地域総務課で発行する「認可地縁団体台帳の写し」を取得してください。</li> </ul>	P 4 0	様式 記載例
5	<p>地方自治法260条の46第1項各号（申請の要件）に掲げる事項を疎明するに足りる資料</p> <p>※ P 1 6～ （1）申請の要件 ①～④を参照ください。</p>	<p><b>要件①・②</b></p> <p>○次に掲げる書面等により、疎明ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等</li> <li>固定資産税の納税証明書</li> <li>固定資産課税台帳の記載事項証明書</li> <li>公共料金の支払領収書</li> <li>閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本</li> <li>旧土地台帳の写し</li> </ul> <p>など</p> <p>○疎明が困難な場合は、次に掲げる書面等も併せて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入手困難な理由書</li> <li>認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面</li> <li>申請不動産の占有を証する写真</li> </ul>	—	—

		など		
	<p><b>要件③</b></p> <p>○次に掲げる書面等により、疎明ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可地縁団体の構成員名簿</li> <li>・ 区が保有する地縁団体台帳</li> <li>・ 墓地の使用者名簿（不動産が墓地の場合）</li> </ul> <p>など</p> <p>○疎明が困難な場合は、次に掲げる書面等も併せて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入手困難な理由書</li> <li>・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面</li> </ul> <p>など</p>		—	—
	<p><b>要件④</b></p> <p>○次に掲げる書面等により、疎明ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記記録上の住所の属する区の長が、当該区に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書類（＝不在住証明書。区民生活課で請求できます。）</li> <li>・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛ての配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面</li> <li>・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面</li> </ul> <p>など</p>		—	—

#### (4) 公告

申請書類を確認し、公告の要件に該当していると認めるときは、区長は3か月以上の公告をします。(法第260条の46第2項)

(再掲) 【公告事項(規則第22条の3)】

- ①申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ②不動産に関する事項
- ③公告期間
- ④異議を述べる方法

登記関係者等は、公告期間内に申請内容に対し異議を申し出ることができます。異議を述べることのできる者は、**当該不動産の所有権に関わりのある登記関係者等**に限られ、規則第22条の3第3項に定める様式により異議申出書を作成し、同条第2項に定める添付書類を添えて、区長に対して提出することになります。

○異議を述べることのできる者

- ① 表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ② 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ③ 所有権を有することを疎明する者

	提出書類	注意事項等	参照	備考
1	異議申出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書を提出する年月日が申請年月日となります。</li> </ul>	P 5 4	様式 記載例
2	登記関係者等である旨を証明する書類	<p>○登記関係者等の別により書類が異なります。</p> <p>①表題部所有者又は所有権の登記名義人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書(全部事項)</li> </ul> <p>②表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書(全部事項)</li> <li>・ 戸籍謄抄本</li> </ul> <p>③所有権を有することを疎明する者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有権を有することを疎明するに足る資料</li> </ul>	—	—
3	申請書に記載された氏名及び住所を確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民票の写し</li> <li>・ 戸籍の附票の写し</li> </ul>	—	—



- 異議を述べる者が現れた場合

区から認可地縁団体に対し、異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等が文書により通知され、公告による手続きは中止されることになり**ます**。以降は、認可地縁団体と異議を述べた登記関係者等の間で協議を行っていただくことが可能です。

- 異議を述べる者が現れなかった場合

認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされ、区から認可地縁団体に、公告したこと及び登記関係者が公告期間内に異議を述べなかったことを証する情報を提供します。

(文書により通知します)

認可地縁団体は、区長からの通知文を登記申請書に添付して、所有権保存登記又は移転登記の申請を行います。

※不動産の所有権保存登記又は移転登記の手続きの詳細は、所轄の法務局等へお問い合わせください。

### 目次

#### 【認可について】

---

- Q 1 飛地があっても認可の対象となりますか？
- Q 2 連合会という上部組織も認可の対象となりますか？
- Q 3 同じ地区に二つの自治会等がある場合はそれぞれ認可されますか？
- Q 4 自治会機能を持つマンション管理組合は認可の対象となりますか？
- Q 5 不動産を保有していなくても認可の対象となりますか？
- Q 6 世帯単位を構成員としている団体は認可の対象とならないのですか？
- Q 7 保有財産の一部に神社の祠がありますが、宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか？
- Q 8 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とはなんですか？
- Q 9 未成年者を構成員から除外することは可能ですか？
- Q 10 外国人であっても構成員になり得ますか？
- Q 11 法人を構成員とすることはできますか？
- Q 12 構成員の名簿には、生まれたばかりの子どもも記載する必要がありますか？

#### 【運営について】

---

- Q 13 規約において、一定事項の決定を役員会で処理することは可能ですか？
- Q 14 個人を構成員としても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか？
- Q 15 電磁的方法による表決を行うためには「規約又は総会の決議」が必要となりますが、総会の決議による場合、総会の開催時期や決議の方法等について何らかの定めはありますか。
- Q 16 総会で決議すべき案件について、総会の開催を省略し、書面又は電磁的方法により決議することはできますか。

## 【認可について】

### Q 1 飛地があっても認可の対象となりますか？

地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件として定められています。これは容易にその区域が認識できることを要することとされていて、河川、道路などにより明確であればよいとされています。

したがって、区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、地域としてまとまりがあれば認可の対象となります。

### Q 2 連合会という上部組織も認可の対象となりますか？

地方自治法上に1地域1団体という規定はなく、団体の状況により判断することとなりますので地域課または地域総務課へご相談ください。

連合会がいくつかの団体を構成員とするようなものであれば、地方自治法では個人を構成員としていることから、認可の対象となりません。

### Q 3 同じ地区に二つの自治会等がある場合はそれぞれ認可されますか？

区域としてのまとまり、目的に添った活動がなされているかどうかなど、地域の実情に応じて判断していくこととなります。

### Q 4 自治会機能を持つマンション管理組合は認可の対象となりますか？

マンション管理組合などの団体は、構成員が所有者という特定の属性を必要とするものであることから、認可の対象とはなりません。

### Q 5 不動産を保有していなくても認可の対象となりますか？

令和3年11月26日施行の地方自治法の規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」とされており、不動産など保有する目的がない団体であっても認可の対象となります。

**Q 6 世帯単位を構成員としている団体は認可の対象とならないのですか？**

認可地縁団体の構成員は個人としてとらえることとなっているため、世帯でとらえることはできません。

**Q 7 保有財産の一部に神社の祠がありますが、宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか？**

認可の対象となります。認可地縁団体は、公共的団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に所在を有する者の地縁に基づいて形成された団体」のため、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定との関係が生じることはありません。

**Q 8 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とはなんですか？**

その区域における集会施設の維持・管理、清掃など環境整備活動、寝たきり老人への慰問など社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動などが考えられます。また近年では、高齢者への生活支援や地域交通の維持等、幅広い活動を行う団体があります。

**Q 9 未成年者を構成員から除外することは可能ですか？**

区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍などの条件は付せないこととされています。未成年者ということをもって構成員から除外することはできません。

なお、表決権の行使にあたっては民法の規定に従い法定代理人の同意を要することとなります。

**Q 10 外国人であっても構成員になり得ますか？**

地縁による団体の構成員は自然人たる住民であり、外国人であっても住民であれば構成員として含まれます。

**Q 11 法人を構成員とすることはできますか？**

地域社会における近隣関係の中心は、活動主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては二次的な参加者にすぎないと考えられることから、構成員とはなり得ないとされています。

なお、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。

**Q 1 2 構成員の名簿には、生まれたばかりの子どもも記載する必要がありますか？**

ここでいう構成員とは、性別、年齢を問わないものであり、構成員であれば、世帯主のみならず、生まれたばかりの子どもも名簿に記載する必要があります。

ただし、住民なので全て名簿に記載しなければならないというものではなく、構成員でなければ記載する必要はありません。

**【運営について】**

**Q 1 3 規約において、一定事項の決定を役員会で処理することは可能ですか？**

地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除くほか、全て総会の議決によって行わなければなりません。

しかし、保有財産の処分等団体の本質的部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない事項までも総会で決めることは非効率的であるため、総会での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です。

なお、この場合にはその旨を規約に明記しておくことが必要です。

**Q 1 4 個人を構成員としても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか？**

世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能です。

ただし、規約の変更、財産処分及び解散の決議のような重要事項については認められません。

**Q 15** 電磁的方法による表決を行うためには「規約又は総会の決議」が必要となりますが、総会の決議による場合、総会の開催時期や決議の方法等について何らかの定めはありますか。

具体的な総会の開催時期や決議の方法等については、法令上特段定めはありませんので、それぞれの団体の実情等に応じて適切に判断してください。

例えば、1回の総会の決議をもって以後継続的に電磁的方法による表決を可能とすることを決定することもできますし、毎年度総会を開催し、当該年度において電磁的方法による表決を可能とすることを決議することもできます。

**Q 16** 総会で決議すべき案件について、総会の開催を省略し、書面又は電磁的方法により決議することはできますか。

総会で決議すべき案件について決議するには次の3つの方法があります。

1. 通常通り、総会を開催し、決議する。
2. 総会を開催せず書面又は電磁的方法により決議する。

(1) パターン1

- ① まずは、総会の開催を省略し、書面又は電磁的方法によることについての賛否を確認する。
- ② 構成員全員から賛成を得られた場合、その方法により案件についての決議を行う。

※構成員に2回、意思確認をとる必要があります。

※決議の要件は、「1. 通常通り総会を開催」と同じです。

一般的には出席者の何分の何以上の賛成で可決されます。

※②で1人でも反対者がいた場合は、この方法で決議できません。

(2) パターン2

- ① 総会の開催を省略し、書面又は電磁的方法によることについての賛否確認は行わない。
- ② 案件についての賛否を最初から書面又は電磁的方法により構成員に確認する。

※決議は(1)と違い、全員が賛成し可決された場合のみ成立します。

※②で1人でも反対者がいた場合は、この方法では決議できません。

決議をしても無効です。

※電磁的方法としては、電子メール、Web サイト、アプリケーション等を利用した方法、磁気ディスク等に記録して、当該ディスクを交付する方法などが考えられます。

## 第6章 各種資料

### 目次

	No.	項目	参照	備考
第2章関係 (認可申請)	1	認可申請書	P 2 8	様式記載例
	2	規約例及び解説	P 2 9～	参考例
	3	自治会総会議事録	P 3 8	参考例
	4	自治会構成員名簿	P 3 9	参考例
	5	申請者が代表者であることを証する書類	P 4 0	参考例
	6	裁判所による代表者の職務執行停止等の有無を記載した書類	P 4 1	参考例
第3章関係 3-1 (認可後)	7	地縁による団体の認可に係る告示	P 4 2	参考
	8	証明書交付請求書	P 4 3	様式記載例
	9	財産目録	P 4 4	参考例
3-2 (変更手続)	10	規約変更認可申請書	P 4 5	様式記載例
	11	告示事項変更届出書	P 4 6	様式記載例
3-3 (印鑑登録)	12	認可地縁団体印鑑登録申請書	P 4 7	様式記載例
	13	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	P 4 8	様式記載例
	14	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	P 4 9	様式記載例
3-4 (解散・清算)	15	解散届出書	P 5 0	様式記載例
	16	清算終了届出書	P 5 1	様式記載例
第4章関係 (特例関係)	17	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	P 5 2	様式記載例
		公告申請書に記載する「申請不動産に関する事項」の記載要領	P 5 3	
	18	申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	P 5 4	様式記載例
その他	19	委任状	P 5 5	参考例

※ 備考欄に「参考例」とある項目は、任意の様式でかまいません。

# 様式記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市 〇〇区長

申請年月日を記入する

事務所を集会所に置く場合は、「集会所の住所」を、代表者の自宅に置く場合は、「代表者の住所」を記入する。  
(住居表示、地番、家屋番号いずれの表示でも差支えありません。)

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び事務所の所在地  
名 称 〇〇〇自治会  
所在地 **新潟市〇〇区〇〇〇**

住民票に記載されている通り正確に記入する。

代表者の氏名及び住所  
氏 名 △△ △△  
住 所 **新潟市〇〇区〇〇〇**

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類



## 参考例

### 規約例及び解説

〇〇〇自治会規約	解説
<p>第1章 総則</p>	
<p>(目的)</p>	
<p>第1条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p>	<p>地方自治法（以下「法」という。）第260条の2第2項第1号及び第3項第1号の規定に基づく条文です。</p>
<p>(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</p>	<p>団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。</p>
<p>(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備</p>	
<p>(3) 集会施設の維持管理</p>	
<p>(4) その他、本会の目的達成に必要な活動</p>	
<p>(名称)</p>	
<p>第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。</p>	<p>名称については、法令上の制限がありません。 (法第260条の2第3項第2号)</p>
<p>(区域)</p>	
<p>第3条 本会の区域は、新潟市〇〇区〇〇〇の全域とする。</p>	<p>地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要があります。(法第260条の2第2項第2号、第3項第3号、第4項) 町又は宇及び地番又は住居表示により定めることが原則ですが、河川や道路等による表示も、市内の他の住民にとってその区域が明確な場合に限り、可能であるとされています。</p>
<p>(事務所)</p>	
<p>第4条 本会の事務所は、新潟市〇〇区〇〇〇自治会館に置く。</p>	<p>事務所の所在地が地縁による団体の住所になります。 事務所は集会施設に置くことが一般的ですが、代表者の自宅に置くことも可能です。しかしこの場合、代表者が変更する度に、地縁による団体の住所も変更することになり、種々の問題が生じます。 (法第260条の2第3項第4号、第15項)</p>
<p>第2章 会員</p>	
<p>(会員)</p>	
<p>第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。</p>	<p>区域に住所を有すること以外に、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認</p>

<p>2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。</p> <p>(会費) 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>(入会) 第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。</p> <p>(退会等) 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとする。 (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合 (2) 本人から、別に定める退会届が会長に提出された場合 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。</p>	<p>められません。 (法第260条の2第2項第3号、第3項第5号)</p> <p>賛助会員は、表決権等を有しません。</p> <p>会費は重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか又は総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約に金額を定めた場合、規約の変更は区長の認可を要するため、会費変更の度に認可申請を行わなければなりません。このため、表記のように定めて、毎年通常総会で各年度毎に定めることが適当です。</p> <p>入会申込書の様式は、役員会で定めることとなります。 また、入会申込書は会長に提出することとしていますが会長の他に役員や班長などに提出することとしてもよいものと考えられます。</p> <p>「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁による団体の目的及び活動著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、加入を拒否することについても、社会通念上も、また法第260条の2第8項の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合をいうもので、実際の運用上は極めて例外的な場合に限られます。</p> <p>退会手続については、前条第1項に定める入会手続と同じ考え方によります。</p>
--	--

<p>第3章 役員 (役員の種類)</p> <p>第9条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長1人 (2) 副会長○人 (3) 会計1人 (4) 監事1人</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。</p> <p>2 監事と会長、副会長及び会計は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。</p> <p>3 会計は本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。</p> <p>4 監事は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること (2) 会長、副会長及び会計の業務執行状況を監査すること (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること (4) 前号の報告をするため必要があると認める場合は、総会の招集を請求すること</p> <p>(役員任期)</p> <p>第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任は妨げない。</p>	<p>地縁による団体は、法第260条の5の規定により、代表者(会長)1名を必ず置かなければならず、また、法第260条の11で1人又は複数名の監事を置くことができます。このように法令で定める役職は、会長と監事のみですが、会長が不慮の事故等により職務を行い得なくなった場合等に備えて副会長を置き、出納事務の処理及び会計事務に関する帳簿等を管理させるため会計を置くことが適当です。</p> <p>役員選任は、総会で行うことが適当です。</p> <p>監事は、職務の性質上、会長その他の役員と兼任することはできません。</p> <p>地縁による団体の代表権は、代表者(会長)1人に帰属するものと定められています。よって、副会長による会長の職務代行は、法律行為に及び得ないため、直ちに後任の会長(代表者)を選任する必要があります。また、法第260条の6の規定により、会長は規約の規定に違反することはできませんし、総会の議決に従わなければなりません。</p> <p>役員任期は、法律上特に規定はありません。</p>
---	---

<p>2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>第4章総会 (総会の種別)</p> <p>第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>(総会の構成)</p> <p>第14条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>(総会の機能)</p> <p>第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。</p> <p>(総会の開催)</p> <p>第16条 通常総会は、毎年度決算終了後2カ月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 全会員の五分の一以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき</p> <p>(3) 規約第11条第4項第4号の規定により、監事から請求があったとき</p>	<p>事務執行上支障が生じないように、定めることが適当です。</p> <p>総会は、法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。</p> <p>総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決できます。(法第260条の16)</p> <p>総会は法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また、法第260条の4の規定により年度終了後3カ月以内に財産目録を作成する必要があるため、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3カ月以内に開催する必要があります。なお、事業計画及び予算の承認を行うための臨時総会を開催せず、通常総会で審議する場合は、年度当初から通常総会開催日までの間、予算が確定しておらず支出行為ができないこととなりますが、この点については、規約第33条第2項のように規定することにより支出が可能となります。</p>
--	--

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次に掲げる事項を除く議事については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

(1) 規約の変更にかかる議事

(2) 資産の処分及び解散に関する議事

総会の開催権限は会長が有するものですが、会員からの開催請求及び監事による開催請求に対しては、臨時総会を開催しなければなりません。

法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに通知する必要があります。

総会の議長は、表決権を行使することとなるため、会員の中から選出しなければなりません。

なお、「議長は会長がこれにあたる」と定めることも可能です。

総会の定足数及び議決に要する会員数については、法及び民法の法人に関する規定において、特に定められていませんが、法第260条の2第8項に定める「民主的な運営の下に、自主的に活動する」との規定により、表記のように定めることが適当です。

法第260条の18に、「各構成員の表決権は、平等とする」と規定しているため、これを受けて表記のように定める必要があります。

従来自治会・町内会は、世帯単位で表決を行う運営が行われてきたものと思われます。前項のように構成員(会員)に各々一箇を認めると、世帯単位の表決権に差異が生じ、会の運営上種々の問題が生じる恐れがあります。このため、表記のように定め、特定の重要事項を除く議事については、従来どおり世帯単位での運用を可能にするものです。なお、

<p>(総会の書面表決等)</p> <p>第22条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)</p> <p>(3) 開催目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(4) 議事経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において遷任された議事録署名人二人以上が署名押印しなければならない。</p> <p>第5章 役員会</p> <p>(役員会の構成)</p> <p>第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。</p> <p>(役員会の機能)</p> <p>第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p>	<p>実際の運用においては、世帯のうち一人を代表と定め、残りの構成員は表決権を委任することになります。</p> <p>※いかなる場合でも、世帯内の会員の表決権を剥奪することは認められません。</p> <p>書面表決等を行った会員及び委任により代理行使を行った会員は、総会の定足数及び議決に必要な会員数に含めます。表記のように定めることにより、会員数が多い場合にも総会を開催し議決を行うことが可能となります。</p> <p>※ここでいう電磁的方法とは、具体的には、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して当該ディスク等を提出する方法などのことをいいます。</p> <p>総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するため、表記のように議事録作成について定める必要があります。</p> <p>地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々開催することは実際には極めて困難なことから、役員会において実務上の執行に関する事項を決定することが会の運営上適当と考えられます。</p> <p>監事は、会務の執得を監査する職務上、具体的な会務の執行方針を決定する役員会には、参画しないものとするのが適当です。</p>
--	--

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の一以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から7日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、規定中「総会」は「役員会」と、「会員」は「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

規約において流動資産・固定資産を問わず全ての資産（負債は含みません）の構成等を定めておく必要があります。

財産目録は、法第260条の4の規定に基づき設立時及び毎年度3カ月以内の間に作成、事務所に備え置く必要があります。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行いますが、日常

(資産の処分)

第31条 第29条第1号に掲げるもののうち、不動産等の会の活動上重要な固定資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、区長の認可を受けなければ変更することはできない。

の出納事務は、会計が行うこととなります。

土地や建物等の重要な資産の処分は、表記のように定め総会の議決を得なければ処分できないこととする必要があります。

事業計画・事業報告及び予算・決算は地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決を要すると定める必要があります。

事業計画及び予算の承認を行うための臨時総会を開催せず、通常総会で審議する場合は、年度当初から通常総会開催日までの間、予算が確定しておらず支出行為ができないこととなりますが、この規定により支出が可能となります。

会計年度の定め方は、特に制限はありません。

法第260条の3の規定により、規約の変更は総会の専権事項とされ、同条第2項により区長の認可を得なければ効力を生じないとされています。



(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から始まる。

本条は、法第260条の20及び21に則るものであり、次に掲げる事由により当該団体は解散することとなります。

①破産②認可の取り消し③総会員の4分の3以上の同意による決議④構成員が欠けたこと  
なお、表記の他の解散事由を規約に定めることも可能です。

法第260条の31に基づくものであり、特定の個人等を残余財産の帰属者に指定することも可能ですが、営利法人に寄付したり会員に分配したりする旨を定めることは、地縁団体の目的に鑑み適当ではないとされています。したがって、表記のように、「類似の目的を有する団体」に限定して帰属権利者を指定する旨規定することが適当です。

会員名簿については、法第260条の4第2項の規定により、変更の度に訂正し、事務所に備え置く必要があります。

設立年度は、事業年度及び会計年度が変則となるため、表記のように規定する必要があります。

## 参考例

### 〇〇〇自治会総会議事録

1 日時 年 月 日 ( ) 午 時から

2 会場 新潟市〇〇区〇〇  
〇〇〇自治会館

3 出席者 自治会員 名のうち 名  
(出席者のうち委任状による者 名)

#### 4 議案

第1号 地方自治法第260条の2の規定に基づき、〇〇〇自治会を法人化するための認可申請を、新潟市長に対して行うこと

第2号 規約の制定について

第3号 会員の確定について

第4号 役員の選出について

第5号 保有資産の確定について

定刻に至り、会長が議長となり開会を宣言した。議長が、議事録署名人として次の会員2名を指名して議事に入った。

会員 〇〇 〇〇

会員 〇〇 〇〇

#### 5 議事

議案第1号 異議なく承認された。

議案第2号 原案のとおり異議なく承認された。

議案第3号 構成員名簿のとおり確定した。

議案第4号 〇〇 〇〇を代表者として確定し、他の役員を役員名簿のとおり選出した。

議案第5号 財産目録のとおり確定した。

以上をもって、本臨時総会の審議を終了したので、議長が閉会を宣言し散会とした。

この議事録が正確であることを証するため、署名捺印する。

年 月 日

総会議長 住所  
氏名 印

議事録署名人 住所  
氏名 印

議事録署名人 住所  
氏名 印

# 参考例

## 〇〇〇自治会構成員名簿

住 所	氏 名	備 考
新潟市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	○ ○    △ △ "      □ □ "      ◎ ◎ "      ▲ ▲	世帯の人員 4人
新潟市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番●●号	● ●    ▼ ▼ "      ■ ■	世帯の人員 2人
	※世帯全員の氏名を記入する。	

※世帯単位で記載すること

## 参考例

(申請者が代表者であることを証する書類)

私は、〇〇〇自治会の代表者となることを承諾いたします。

年 月 日

住 所  
氏 名

印

署名又は押印し  
てください。

## 参考例

(裁判所による代表者の職務執行停止等の有無を記載した書類)

年 月 日

裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

自治会名 \_\_\_\_\_ 自治会

代表者名 \_\_\_\_\_

1. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 ( 有 ・ 無 )

2. 裁判所による代表者の職務代行者の有無 ( 有 ・ 無 )

有の場合 氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

3. 代理人の有無 ( 有 ・ 無 )

有の場合 氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

新潟市告示第 号

地縁による団体の認可に係る告示

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

年 月 日

新潟市〇〇区長 〇〇 〇〇

- |   |                       |  |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 名 称                   | 〇〇〇〇〇自治会   |
| 2 | 規約に定める目的              | 地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること                |
| 3 | 区 域                   | 新潟市〇〇区〇〇〇〇〇〇   |
| 4 | 事 務 所                 | 新潟市〇〇区〇〇〇〇〇〇   |
| 5 | 代表者の氏名及び住所            | 〇〇 〇〇<br>新潟市〇〇区〇〇〇〇〇〇                                |
| 6 | 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無  | なし   |
|   | 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無 | なし   |
| 7 | 代理人の有無                | なし   |
| 8 | 規約に定める解散の事由           | 地方自治法第260条の20に規定する事由。(総会の議決に基づく場合は、総会員の4分の3以上の承諾が必要) |
| 9 | 認可年月日                 | 年 月 日  |

# 様式記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市 〇〇区長

請求者 住所 **新潟市〇〇区〇〇〇**  
氏名     △△   △△

## 証明書交付請求書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、次の団体に関する告示された事項の証明書の交付を請求します。

告示事項の証明を求める団体名及び事務所の所在地

**〇〇〇自治会**

**新潟市〇〇区〇〇〇**

## 参考例

(地方自治法第260条の4の規定に基づき毎年度作成する書式)

### 〇〇年度 財産目録

年 月 日現在

区 分	所在数量等	金額 (評価額)	備 考
(資産の部) 流動資産 1 現金預金 (1) 現金 現金手許有高 (2) 当座預金 〇〇銀行〇〇支店 (3) 普通預金 〇〇銀行〇〇支店 2 未収会費 〇〇年度会費〇名 分 固定資産 1 土地 2 建物 3 その他			
資 産 合 計		A	
(負債の部) 流動負債 預かり金 そ の 他 固定負債 長期借入金 〇〇銀行〇〇支店			
負 債 合 計		B	
差引正味資産 (A - B)			



# 様式記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市 〇〇区長

地縁による団体の名称  
及び事務所の所在地  
名 称 〇〇〇自治会  
所在地 **新潟市〇〇区〇〇〇**  
代表者の氏名及び住所  
氏 名 △△ △△  
住 所 **新潟市〇〇区〇〇〇**

## 規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を議会で議決したことを証する書類

## 様式記載例

例：代表者の氏名及び住所が変更となった場合

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市 〇〇区長

地縁による団体の名称  
及び事務所の所在地  
名 称 〇〇〇自治会  
所在地 新潟市〇〇区〇〇〇

新しい代表者名  
を記入する

代表者の氏名及び住所  
氏 名 ◇◇ ◇◇  
住 所 新潟市〇〇区〇〇〇

### 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があつたので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添えて届け出ます。

#### 記

#### 1 変更があつた事項及びその内容

##### 代表者の氏名及び住所変更

(変更前) 〇〇 〇〇 新潟市〇〇区□□□

(変更後) ◇◇ ◇◇ 新潟市〇〇区〇〇〇

#### 2 変更の年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

#### 3 変更の理由

##### 役員改選による代表者の変更

# 様式記載例

## 認可地縁団体印鑑登録申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市 〇〇区長

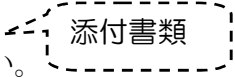
登録しようとする 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体 の 名 称	〇〇〇自治会
	認可地縁団体 事務所の所在地	新潟市〇〇区〇〇〇
	登 録 資 格	代表者
	氏 名	△△ △△ 生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 
	住 所	新潟市〇〇区〇〇〇

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ・ 本 人 住所 新潟市 〇〇区〇〇〇

代理人 氏名 \_\_\_\_\_

### (注意事項)

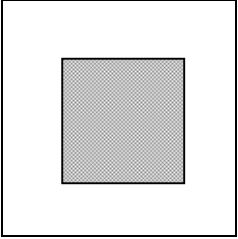
- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書類が必要です。
- 2 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。 
- 3 氏名の次には、本市において登録されている個人の印鑑を押印するとともに、その個人印鑑の印鑑登録証明を添付してください。
- 4 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

## 様式記載例

# 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市 〇〇区長

登録されている 認可地縁団体印鑑


認可地縁団体の名称	〇〇〇自治会
認可地縁団体事務所の所在地	新潟市〇〇区〇〇〇
登録資格	代表者
氏名	△△ △△ 生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 3 枚の交付を申請します。

申請書 ・ 本人 住所 新潟市 〇〇区〇〇〇

代理人 氏名 \_\_\_\_\_

### (注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書類が必要です。
- 2 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

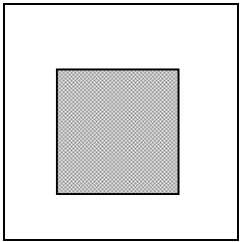
# 様式記載例

## 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

例：亡失の場合

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市 〇〇区長

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑


認可地縁団体の名称	〇〇〇自治会
認可地縁団体事務所の所在地	新潟市〇〇区〇〇〇
登録資格	<b>代表者</b>
氏名	△△ △△ 生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

※廃止しようとする認可地縁団体印鑑を押印した場合は、個人の印鑑の押印は不要です。

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

廃止の理由 ・ 亡失

破損

上記以外の理由 ( )

申請書 ・ 本人 住所 **新潟市〇〇区〇〇〇**

代理人 氏名

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書類が必ずです。
- 登録している認可地縁団体印鑑を「廃止しようとする認可地縁団体印鑑」欄に押印した場合は、個人の印鑑の押印は不要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失・破損された場合で、廃止しようとする認可地縁団体印鑑欄に押印ができないときは、本市において登録されている個人の印鑑を押印するとともに、その個人印鑑の印鑑登録証明を添付してください。
- 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

添付書類

## 様式記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市 〇〇区長

地縁による団体の名称

及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 **新潟市〇〇区〇〇〇**

代表者の氏名及び住所

氏 名 △△ △△

住 所 **新潟市〇〇区〇〇〇**

### 認可地縁団体解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により解散することになったので、解散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

### 記

- 1 名 称 〇〇〇自治会
- 2 区 域 **新潟市〇〇区〇〇〇**
- 3 主たる事務所の所在地 **新潟市〇〇区〇〇〇**
- 4 清算人の氏名及び住所  
氏 名 △△ △△  
住 所 **新潟市〇〇区〇〇〇**
- 5 解散事由

解散する理由を記載する

# 様式記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市 〇〇区長

地縁による団体の名称  
及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 **新潟市〇〇区〇〇〇**

代表者の氏名及び住所

氏 名 △△ △△

住 所 **新潟市〇〇区〇〇〇**

認可地縁団体清算終了届出書

〇〇年〇〇月〇〇日に解散の届出をした当団体は、〇〇年〇〇月〇〇日に清算が終了しましたので地方自治法第260条の33の規定により届け出ます。

# 様式記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市 〇〇区長

認地縁による団体の名称  
及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 **新潟市〇〇区〇〇〇**

代表者の氏名及び住所

氏 名 △△ △△

住 所 **新潟市〇〇区〇〇〇**

## 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

### 記

#### ○ 申請不動産に関する事項

##### ・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇〇自治会集会所	〇〇〇㎡	<b>新潟市〇〇区〇〇〇</b>

##### ・土地

地番、家屋番号まで記入する

地 目	面 積	所 在 地
〇〇〇自治会集会所	〇〇〇㎡	<b>新潟市〇〇区〇〇〇</b>

##### ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 〇〇 〇〇

住 所 **新潟市〇〇区〇〇〇**

地番まで記入する

#### (別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料



公告申請書に記載する「申請不動産に関する事項」の記載要領

○申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地
北都町内会集会所	100㎡	所在：特別区北都町六丁目7番 家屋番号：7番

・土地

地目	面積	所在地
北都町内会集会所	123.45㎡	特別区北都町六丁目7番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

①北都町内会集会所

特別区北都町六丁目3番3号 総務 太郎

②宅地

特別区北都町六丁目3番4号 総務 二郎

【建物について】

○名称…○町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第113条第1項及び不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）第80条第1項）

○延床面積…不動産登記規則第115条に基づき各階ごとに算出された床面積を合計したものとすること。

（注）不動産登記規則第115条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」

○所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第44条第1項第1号）及び家屋番号（同項第2号）まで記載すること。

【土地について】

○地目…不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとすること。

（注）不動産登記規則第99条「地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

○面積…不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること。

（注）不動産登記規則第100条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

○所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第34条第1項第2号）まで記載すること。

# 様式記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市 〇〇区長

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 **新潟市〇〇区〇〇〇**

## 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

### 記

#### 1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇〇自治会集会所	〇〇〇㎡	<b>新潟市〇〇区〇〇〇</b>

・土地

地 目	面 積	所 在 地
〇〇〇自治会集会所	〇〇〇㎡	<b>新潟市〇〇区〇〇〇</b>

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 〇〇 〇〇

住 所 **新潟市〇〇区〇〇〇**

(3) 公告期間

#### 2 異議を述べる登記関係者等の別

- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

#### 3 異議の内容 (異議を述べる理由等)

異議を述べる理由を記載する

(別添書類)

・ 申請不動産の登記事項証明書

住民票の写し

その他の市町村長が必要と認める書類 ( )

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

**参考例**

委 任 状

年 月 日

私は、 年 月 日に開催される〇〇〇自治会  
下記の者に委任します。

通常  
臨時

総会における一切の権限を

押印の要否については、団  
体で決めてください。

委任者

住 所  
氏 名

印

住 所  
氏 名

印

住 所  
氏 名

印

住 所  
氏 名

印

住 所  
氏 名

印

住 所  
氏 名

印

受任者

住 所  
氏 名

印

※規約第21条第2項の規定に基づき、「規約の変更にかかる議事」及び「財産の処分及び解撤に関する議事」を除く議事については、受任者の属する世帯全員の委任を受けた場合に限り、受任者は一箇の表決権を有する。

## 第7章 関係機関窓口等一覧

### ○新潟市 各区役所地域課（申請・相談の窓口）

※R6.4.1 現在

名称	郵便番号・住所	電話番号
北区役所 地域総務課 地域・防災グループ	〒950-3393 北区新潟市北区東栄町1丁目1番14号	025-387-1165
東区役所 地域課 企画・地域振興グループ	〒950-8709 東区下木戸1-4-1	025-250-2120
中央区役所 地域課 地域振興グループ	〒951-8553 中央区西堀通6番町866番地NEXT21 5階	025-223-7025
江南区役所 地域総務課 地域・防災グループ	〒950-0195 江南区泉町3-4-5	025-382-4624
秋葉区役所 地域総務課 地域振興・文化スポーツグループ	〒956-8601 秋葉区程島2009	0250-25-5670
南区役所 地域総務課 地域・安心安全グループ	〒950-1292 南区白根1235番地	025-372-6605
西区役所 地域課 企画・地域振興担当	〒950-2097 西区寺尾東3丁目14番41号	025-264-7172
西蒲区役所 地域総務課 企画・地域振興グループ	〒953-8666 西蒲区巻甲2690番地1	0256-72-8156

### ○市税の窓口

名称	郵便番号・住所	電話番号
新潟市役所 市民税課法人・諸税係	〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地	025-226-2249

### ○県税の窓口

名称	郵便番号・住所	電話番号
新潟地域振興局 県税部	〒950-8716 東区竹尾2丁目2番80号	025-273-3108

### ○税務署

名称	郵便番号・住所	電話番号	所管区域
新潟税務署	〒951-8685 中央区西大畑町5191番地	025-229-2151	北区、東区、中央区、江南区、南区、西区
新津税務署	〒956-8602 秋葉区善道町1-6-38	0250-22-2151	秋葉区
巻税務署	〒953-8601 西蒲区巻甲4265	0256-72-2355	西蒲区

### ○法務局

名称	郵便番号・住所	電話番号	管轄区域
新潟地方法務局	〒951-8504 中央区西大畑町5191番地	025-222-1561	新潟市の全区
新津支局	〒956-0031 秋葉区新津4463-1	0250-22-0501	秋葉区、南区
新発田支局	〒957-8503 新発田市新富町1-1-20	0254-24-7101	北区の旧豊栄地区

---

令和6年4月

新潟市 市民生活部 市民協働課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通一番町602番地1（本館 2階）

TEL 025-226-1102 FAX 025-228-2230

---